

アナログ放送は 7月24日に終了します

テレビのアナログ放送は、7月24日正午から「お知らせ画面」に移行し、24時までには全ての放送が終了（完全停波）します。
地上デジタル放送への対応がお済みでない場合は、テレビが視聴できなくなります。



アナログテレビ放送終了までの画面イメージ

7月1日以降



7月24日正午以降



停波後



※地デジの準備にあたり、「何をすればよいか分からない」「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という方、地デジ全般のお問い合わせは
デジサポ高知（総務省高知県テレビ受信者支援センター）
（☎813-0000）まで
平日9：00～21：00 土・日・祝日9：00～18：00

チューナー支援

住民税非課税世帯など、経済的な理由などで地デジ対応ができないご家庭には、簡易チューナーの無償給付などの支援も行われています。
■申込締切／7月24日（消印有効）

※申込先・お問い合わせは
総務省地デジチューナー支援実施センター
平日9：00～21：00 土・日・祝日9：00～18：00
▶NHK受信料全額免除世帯への支援
（☎0570-03-3840）
▶住民税非課税世帯への支援
（☎0570-02-3724）まで

地デジ詐欺にご注意ください

アナログ放送のデジタル化に便乗した詐欺が発生しています。
市役所や放送局がお金を請求することは絶対にありません。
■このような詐欺が増えています。
▶業者が地デジ普及のためと集金にやってきた。
▶地デジ工事をかたって前金を取られた。
▶総務省（デジサポ）と名乗る職員が訪問し費用を請求された。

高知龍馬空港の騒音対策区域の見直し

区域から外れる方へのご案内

国土交通省では、航空機の低騒音化などの騒音対策が進み、騒音対策区域と実際に騒音が影響する範囲に隔たりが発生していることから、空港周辺の航空機騒音対策区域の見直しを行い、指定解除区域を告示（平成23年5月17日）しました。

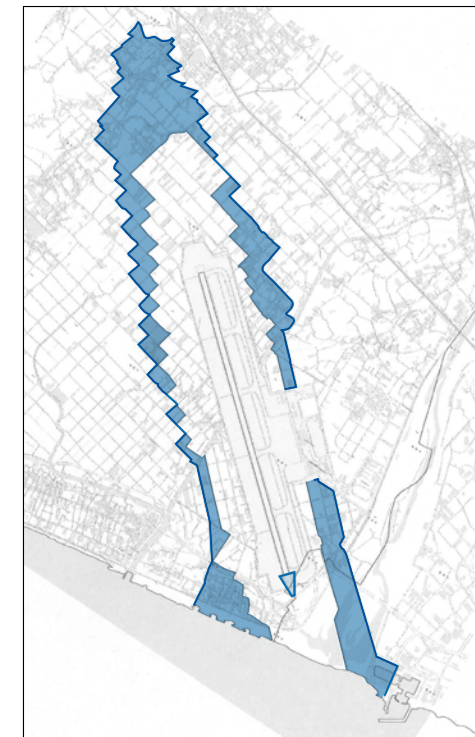
■指定解除適用日

- ①第一種区域の一部／平成24年4月1日
- ②第二種区域の一部、第三種区域／平成24年10月1日

■解除により受けられなくなる内容

- ①住宅騒音防止対策事業（第一種区域）
 - ▶防音工事
昭和61年6月27日の区域指定の際に存在した建物が対象
 - ▶更新工事／住宅騒音防止対策事業で設置した空調機器で設置後10年以上経過し、かつ故障や所要の機能が失われていると認められるものが対象
 - ②移転補償（第二種、第三種区域）
- 申請期限
- ①住宅騒音防止対策事業／平成24年3月末日
 - ②移転補償／平成24年9月末日

高知空港の騒音対策区域
（平成23年5月17日国土交通省告示第477号）



	第一種区域を解除する区域
	新 第二種区域



高知の空の玄関

高知龍馬空港（正式名称：高知空港）

◎ジェット化・拡張の概要

昭和54年 ージェット化対応の滑走路の延長工事などを開始
昭和58年12月ー2,000m滑走路として暫定供用開始
平成15年11月ー愛称を高知龍馬空港に
平成16年2月ー2,500m滑走路に大幅拡張
現在の利用者数は、毎月約7～12万人

※詳細図・移転補償のお問い合わせは
大阪航空局高知空港事務所総務課
（☎863-2621）まで
※住宅騒音防止対策事業のお問い合わせは
企画課企画調整係
（☎880-6553）まで